

農業委員会等に関する法律第2条第3項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第5号

農業委員会等に関する法律第2条第3項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則

農業委員会等に関する法律第2条第3項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則（昭和60年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第2条第3項の規定により知事が定める市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。 (1) 交付金総額の3割は、各市町村の <u>農業委員会の数</u> に応じて各市町村に配分する。 (2) 交付金総額の2割5分は、各市町村の <u>農業者の数</u> に応じて各市町村に配分する。 (3)・(4) (略)	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第2条第3項の規定により知事が定める市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。 (1) 交付金総額の3割は、各市町村に <u>均等</u> に配分する。 (2) 交付金総額の2割5分は、各市町村の <u>農家数</u> に応じて各市町村に配分する。 (3)・(4) (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。